

# 入 札 説 明 書

法務省大臣官房会計課

本件は、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵令第52号）並びに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第14条に基づき法務大臣が策定する「刑事施設の運営業務に係る民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本説明書」という。）によるものとする。

また、本説明書に記載がない事項については、本説明書に関する質問に対して回答することとする。

なお、本件は、電子調達システム（<https://www.geps.go.jp/>）で応札及び入開札を行うので、電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システム操作マニュアル」等に定める手続に従い、入札等を行うこと。

おって、紙入札方式での参加を希望する場合は、別添様式により申請書を提出すること。

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1 入 札 事 項            | 静岡刑務所及び笠松刑務所における総務業務及び警備業務に係る業務委託 一式                               |
| 2 仕 様                | 別添実施要項記載のとおり   |
| 3 入札書受領期限<br>及び提出場所  | <u>平成29年1月30日（月）17時00分</u><br>法務省大臣官房会計課調達第三係（担当：谷口）<br>又は電子調達システム |
| 4 開 札 日 時<br>及 び 場 所 | <u>平成29年1月31日（火）14時00分</u><br>法務省大臣官房会計課入札室又は電子調達システム              |
| 5 実 施 期 間            | 別添実施要領記載のとおり   |
| 6 実 施 場 所            | 別添実施要項記載のとおり   |
| 7 契 約 予 定 日          | 平成29年4月3日  |
| 8 競 争 参 加 資 格        |  |

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く）に該当する者でないこと。
- (2) 法第33条の3第2項各号に該当する者であること。
- (3) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (4) 予決令第71条に規定する次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年間を経過していない者でないこと（これを代理人、支配

人その他の使用人として使用する者についても同じ。)

ア 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執務を妨げた者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ アからエまでのいずれかに該当する事実があった後3年間経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、入札実施地域における「役務の提供等」のA若しくはBの等級に格付された資格を有する者であること又はCの等級に格付されており、本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であること。

(6) 刑事施設の運營業務に係る民間競争入札事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)の委員及び委員が属する者でないこと。

(7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、直近1年間において保険料等を滞納していないこと。

(8) 総務業務のうち宿日直及び入出所時の領置物品の確認、並びに警備業務のうち庁舎警備、構内外巡回、総合警備システム監視、被収容者の行動の監視及び保安検査を実施する民間事業者については、警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項第1号の警備業務(機械警備業務を除く。)及び同条第5項の機械警備業務を行う者であること。

(9) 入札参加グループの入札について

ア 単独で本業務の内容のすべてが担えない場合には、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。

なお、同一の入札単位において、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成すること。

イ 代表企業及びグループ企業のすべてが上記(1)から(7)の条件を満たすこと。

(10) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

## 9 本説明書に対する質問

(1) 本説明書に対する質問がある場合には、入札手続に係る提出資料様式集及び記載要領に従い「質問書」を提出すること。

ア 提出期限：平成28年11月1日(火)17時00分

イ 提出場所：〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号  
法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係  
電話：03-3580-4111(内線2557)

e-mail:prison-pfi@i.moj.go.jp

ウ 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめて「質問書」（様式1）に記載し，電子メールにてMicrosoft Excelにより作成されたファイル添付により提出のこと。着信については質問者において確認のこと。

(2) (1)の質問に対する回答は，法務省（URL：<http://www.moj.go.jp/>）のホームページに掲載することにより公表する。

#### 10 競争参加資格の審査（第1次審査）

(1) 入札参加希望者は，本件入札に参加することを表明し，8に掲げる競争参加資格を有することを証明するため，次のとおり，入札参加資格審査書類を提出し，支出負担行為担当官より競争参加資格の有無について審査を受けなければならない。

なお，期限までに入札参加資格審査書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

ア 提出期限：平成28年11月15日（火）17時00分

イ 提出場所：法務省大臣官房会計課調達第三係（法務省17階）又は電子調達システム

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）若しくは電子調達システムによる。

エ 提出部数：正本1部，副本4部とする。ただし，記名押印を要するものは，正本に記名押印をし，その他をコピーとしても差し支えない。

(2) 入札参加資格審査書類の内容は，実施要項4(2)イのとおりとする。

なお，入札参加資格審査書類の作成に当たっては，入札手続に係る提出資料様式集及び記載要領を参照のこと。

おって，本件入札について，紙入札を希望する場合は，別添1「紙入札方式による入札参加申請書」を上記期限までに提出すること。

※ 電子調達システムを使用して入札書を提出する場合には，提出書類の一部を電子調達システムで提出する必要があります（詳細は電子調達システム操作マニュアル）等を確認のこと。）。

(3) 競争参加資格の確認結果は平成28年11月29日（火）までに通知する。

(4) 入札参加グループの入札における競争参加資格の確認後は，グループ企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし，やむを得ない事情が生じ，グループ企業を入札書提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては，国と事前協議を行い，国の承諾を得るとともに，変更又は追加後において実施要項4に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合に限り，グループ企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお，この場合においては，速やかに「グループ企業変更届」を入札手続に係る提出資料様式集及び記載要領に従い提出すること。

(5) その他

ア 入札参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は，提出者の負担とする。

イ 提出された入札参加資格審査書類は、落札者決定後、落札者以外の入札参加希望者から提出されたものについては返却する。

ウ 上記(4)ただし書に該当する場合を除き、提出した入札参加資格審査書類の差し替え及び再提出は認めない。

入札参加希望者は、入札手続に係る提出資料様式集及び記載要領に従い、不備等がないよう特段の注意を払い、入札参加資格審査書類を作成すること。

エ 入札参加資格審査書類に関する問い合わせ先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号  
法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係  
電 話：03-3580-4111（内線2557）  
e-mail:prison-pfi@i.moj.go.jp

#### 11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：平成28年12月6日（火）17時00分

イ 提出場所：法務省大臣官房会計課調達第三係（法務省17階）

ウ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電子メールによるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成28年12月13日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 12 入札参加者別対話の実施

第1次審査の結果、競争参加資格があると認められた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおり入札参加者別対話を行うことができる。

(1) 申込期限：平成28年12月9日（金）

(2) 提出場所：〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号  
法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係  
電 話：03-3580-4111（内線2557）  
e-mail:prison-pfi@i.moj.go.jp

(3) 提出方法：「入札参加者別対話申込書」（入札手続に係る提出資料様式集（様式15））に必要事項を記載し、電子メールにて提出のこと。  
着信については申込者において確認のこと。  
なお、詳細は、別添2「入札参加者別対話実施要領」を参照のこと。

#### 13 提案内容等の審査（第二次審査）

(1) 入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した提案書を提出すること。  
ただし、以下の提出期限までに提案書を提出しない者は本競争に参加することができない。

ア 提出期限：平成28年12月20日（火）17時00分

イ 提出場所：法務省大臣官房会計課調達第三係（法務省17階）又は電子調

## 達システム

ウ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の記録が残るものに限る。)若しくは電子調達システムによることとし、電子メールによるものは受け付けない。

エ 提出部数：正本1部，副本10部とする。ただし，記名押印を要するものは，正本に記名押印をし，その他をコピーとしても差し支えない。

(2) 提出資料の内容は，実施要項4(2)ウのとおりとする。

なお提案書の作成に当たっては，入札手続に係る提出資料様式集及び記載要領を参照のこと。

(3) 提案書の取扱い及び著作権

ア 著作権

提案書の著作権は，入札参加者に帰属する。

なお，本業務の公表その他国が必要と認めるときは，国は，提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また，契約に至らなかった入札参加者の提案書は，本業務の公表以外に使用せず，落札者決定後，提出者に返却する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じた責任は，入札参加者が負う。

(4) 提案書を提出する場合は，別途，提案書とともに「定価ベースの価格証明書」(見積書の様式により(様式は任意)，入札による値引きを考慮しない定価ベースによる積算内訳(人件費，物件費，諸経費等の内訳をそれぞれ積算し，合計額を記載すること。一式計上しないこと。))を記載し，入札参加者が署名又は記名押印を行った書面)1部を提出しなければならない。

(5) その他

ア 提案書を作成する用紙の余白等に法人名，商号及びロゴマーク等を入れないこと。

イ 提案書の作成及び提出に係る費用は，提出者の負担とする。

ウ 契約担当官は，提案書を，総合評価の実施，契約の締結及び契約の履行状況の確認以外に提出者に無断で使用及び提供することはない。

エ 提出期限後開札までの間は，提案書の返却には応じない。

オ 上記10(4)ただし書に該当する場合を除き，提出した提案書の差し替え及び再提出は認めない。

入札参加者は，入札手続に係る提出資料様式集及び記載要領に従い，不備等がないよう特段の注意を払い，提案書を作成すること。

カ 入札参加者が自己に有利な得点を得ることを目的として提案書に虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には，当該部分は評価の対象としない。

14 入札参加者による提案内容の説明(プレゼンテーションの実施)

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は，矯正局が別途指定する日時に，事

業者選定委員会の委員に対し、提出した提案内容の説明（プレゼンテーション）を行わなければならない。

## 15 入札について

### (1) 入札の方法

ア 入札金額は、総価で記載すること。ただし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

### (2) 入札書の提出方法

ア 電子調達システムによる入札の場合

(ア) 入札書は、「電子調達システム」に定める手続により、上記3の入開札日時の前までに提出すること。

なお、上記3の受領期限までに「電子調達システム」による入札書の提出がなかった場合（「電子調達システム」に障害が発生するなどして、入札書を提出できない場合を除く。）は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(イ) 入札者は、一旦入札した後は、入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

イ 紙による入札の場合

(ア) 事前に「紙入札方式による入札参加申請書」を提出した者は、持参又は郵送等により提出すること。

なお、上記3の受領期限までに入札書の提出がなかった場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(イ) 入札書は所定の用紙を使用すること。

(ウ) 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること。

(エ) 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「静岡刑務所及び笠松刑務所における総務業務及び警備業務に係る業務委託一式の入札書在中」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「静岡刑務所及び笠松刑務所における総務業務及び警備業務に係る業務委託一式の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。

なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

(オ) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分に押印すること。

(3) 代理人による入札

ア 電子調達システムによる入札の場合

委任状は、入札書提出期限までに、「電子調達システム」により提出すること。

イ 紙による入札の場合

委任状を作成の上、入札書には、競争参加者の氏名又は名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人氏名を署名又は記名押印しなければならない。

また、再度入札時において、本人（会社の代表者）以外の者で、前記に該当しない者が入札する場合は、1回目の再度入札時に委任状を添付し、入札書には代理人である旨を記載すること。

(4) 入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を中止する。

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 複数者の入札者の代理をした者により提出された入札書

ウ 入札書の入札物件名、入札金額、入札者名の確認ができないもの

エ 入札書の入札金額、数量及び単価が訂正されているもの

オ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの

カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合

ク その他入札に関する条件に違反したもの

16 開札について

開札は、電子調達システムを使用して行うので、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

また、紙入札方式で入札に参加する場合の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

なお、「電子調達システム」に停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札を延期することがある。

17 落札者の選定方法

(1) 実施要項5のとおりとする。

なお、落札者の選定に当たっては、法務省内に設置した事業者選定委員会に入札参加者の提案内容に対する評価について調査審議を委ね、同委員会による調査審議の結果を受けて、落札者を決定する。

事業者選定委員会の構成員は次のとおりである。

東京工業大学エッジプログラム特任教授	杉 田 定 大
一橋大学大学院法学研究科教授	本 庄 武
元喜連川社会復帰促進センター長	室 井 誠 一

- (2) 開札の結果，予定価格の制限の範囲内に達する者がいないときは，引き続き再度の入札を行うことがあるので，紙入札方式で入札に参加する場合，開札に出席の際には，あらかじめ複数枚の入札書用紙を持参すること。

なお，開札時刻に遅れた者は，再度入札参加資格を失うものとする。

おって，電子調達システムによる入札の場合においても，再度の入札を考慮し，開札時間には必ず対応できる体制を整えておくこと。再度入札になった場合，提出時刻までに「電子調達システム」による入札書の提出がないときは，入札を辞退したものとみなす。

- (3) 総合評価点の最も高い同数値の者が2名以上あるときは，「電子くじ」により落札者を決定するので，入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（記入）すること。

なお，入札者（代理人を含む。）が，電子くじ番号を記入できないときは，入札執行事務に関係ない当省職員が電子くじ番号を記入の上，電子くじにより落札者を決定するものとする（紙による入札者が直接くじを引くことができないときも同様に取り扱う。）

## 18 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金については，納付を免除する。
- (3) 入札参加希望者は，本件説明書を熟読し，かつ，遵守すること。
- (4) 入札をした者は，入札後，本件説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 提案書等又は添付資料に虚偽の記載をした場合においては，指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。
- (6) 事業提案については，その後の他の事業において，その内容が一般的に適用される状態になった場合には，無償で使用できるものとする。  
ただし，入札参加者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (7) 国が落札者を決定することにより，落札者の事業提案に係る責任が軽減されるものではない。
- (8) 競争参加者は，契約の有無にかかわらず，競争参加に要する一切の費用を負担するものとする。
- (9) 本件調達では，電子調達システムで応札及び入開札までの手続を行うこととし，落札後の契約事務等（契約書の締結，請求等）については，電子調達システムを使用しないものとする。



19 契約担当官等

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 小 出 邦 夫

20 本件入札に関する問合せ先

(1) 入札・契約に関する事項

法務省大臣官房会計課調達第三係（担当：谷口）

電 話：03－3580－4128（直通）

F A X：03－3592－7025

e-mail:kt090332@moj.go.jp

(2) 仕様に関する事項

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

電 話：03－3580－4111（内線：2557）

e-mail:prison-pfi@moj.go.jp

(3) 電子調達システムに関する事項

電子調達システムヘルプデスク

電 話：0570－014－889（8：30～18：30。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

F A X：017－731－3178

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

【電子調達システムの利用について】

法務省本省では、平成26年8月から、電子調達システムを利用した調達手続を実施しており、その結果を検証の上、利用する機能を順次拡大していく予定ですが、運用の状況によっては、入札書等を紙により提出することをお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、電子調達システムによる調達案件に参加するためには、事前に利用者情報登録を行う必要がありますので、電子調達システムにアクセスの上、利用者申請メニューから利用者情報登録を行ってください。

(別添1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
法務省大臣官房会計課長 殿

所在地  
会社名  
代表者氏名

印

紙入札方式による入札参加申請書

貴省発注の案件「静岡刑務所及び笠松刑務所における総務業務及び警備業務に係る業務委託一式」に関し、紙入札方式での参加を申請します。

## 入札参加者別対話実施要領

### 1 目的

入札説明書 9 にある入札説明書等に対する質問回答に加え，入札参加者の本業務に対する理解をより深め，入札参加者の創意工夫を引き出すとともに，提案書作成の検討の方向性や具体化への一助とすることを目的として「入札参加者別対話」を実施する。

### 2 入札参加者別対話の実施方法

#### (1) 実施時期

平成 28 年 1 月 30 日（水）から 1 月 16 日（金）までの間に実施する。

#### (2) 実施回数等

実施回数は 1 入札参加者当たり 3 回を上限とし，1 回の実施時間は概ね 2 時間までとする。

#### (3) 参加者

グループで入札に参加する者については，入札参加グループ単位で実施し，参加人数は 1 回当たり 10 名までとする（各回の参加者は同一である必要はない。）。

#### (4) 対話の対象及び方法

入札参加者別対話は本業務の提案に関する事項全般を対象とし，対面方式による質疑応答形式で実施する（ただし，入札予定価格やその積算根拠等に関するものを除く。）。

#### (5) 実施日程

実施日時及び場所については，入札参加者の代表者に電子メールで連絡する。連絡した日時での実施に不都合がある場合には，別途協議により適切な日時を設定する。

#### (6) 対話内容の公開

入札参加者別対話の内容については，原則としてすべての入札参加者へ通知することとする。ただし，他の入札参加者へ通知することにより入札参加者の権利，競争上の地位，正当な利益を害することを防ぐため，当該入札参加者から申入れがあった場合及び国が当該入札参加者独自のノウハウと判断した場合には通知しない。